

消防局職員の懲戒処分について

地方公務員法第29条の規定により、本日付で次のとおり職員の処分を行いました。

1 被処分者及び処分内容

| 事案 | 所属 | 職名 | 年齢 | 処分内容 |
|----|-------|------|-----|-------------|
| 1 | 金沢消防署 | 消防吏員 | 30代 | 減給10分の1 3箇月 |
| 2 | 磯子消防署 | 消防吏員 | 60代 | 戒告 |

2 事案の概要

(1) 事案1

当事者は、令和4年12月24日（土）午後2時11分頃、知人女性の住宅共用部分に宅配業者を装って侵入して警視庁に逮捕され、その後、令和5年3月28日（火）に不起訴処分となりました。

なお、本事案については、被害者の方とは示談が成立しています。

(2) 事案2

当事者は、令和5年2月17日（金）及び3月5日（日）、若手職員に対して、職務上の地位や人間関係など職場内の優位性を背景に、指導の適正な範囲を超えた身体的な攻撃及び不適切な言動を伴う精神的攻撃などのパワー・ハラスメントを行いました。

3 管理監督者処分

| | |
|-----|--------------------|
| 事案1 | なし |
| 事案2 | 課長級1名、係長級1名 【厳重注意】 |

4 ひらなか たかし
平中 隆 消防局長のコメント

当局職員の不祥事により市民の皆様の信頼を大きく損ねたことを深くお詫び申し上げます。

公務員である以前に、社会人としてあってはならない行為であり、不祥事の再発防止に組織を挙げてしっかりと取り組み、市民の皆様からの信頼回復に努めてまいります。

お問合せ先

消防局人事課人材育成・監察担当課長 長谷川 徹 Tel 045-334-6547